

山形県情報公開・個人情報保護審査会条例

平成19年3月16日
山形県条例第12号
改正 平成27年12月25日条例第57号
平成28年3月22日条例第13号

山形県情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条及び山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第22条の規定による諮問に応じ、調査審議させるため、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 山形県情報公開条例第11条の規定により審査会に諮問した同条例第2条第1号に規定する実施機関及び山形県個人情報保護条例第22条の規定により審査会に諮問した同条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (2) 審査請求に係る公文書 山形県情報公開条例第7条第3項に規定する開示等決定若しくは同条例第4条第3項に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に係る同条例第2条第3号に規定する公文書又は山形県個人情報保護条例第13条第1項（同条例第19条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定による決定若しくは同条例第11条第2項に規定する開示請求、同条例第17条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第20条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る同条例第2条第1号に規定する個人情報が記載された同条例第5号に規定する公文書をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会は、第1条に定めるもののほか、情報公開に関する重要事項について意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(調査等)

第8条 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る公文書の提示、必要な書類その他の物件の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

- 2 審査会は、必要と認めるときは、審査請求をしたものその他関係するものに対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、審査会は、必要な調査をすることができる。
- 4 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 5 審査会は、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第11条 第5条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(山形県情報公開条例の一部改正)

- 2 山形県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第11条中「。以下「諮問庁」という。」を削り、「山形県情報公開審査会（以下「審査会」という。）」を「山形県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第12条から第17条までを削り、第18条を第12条とし、第18条の2を第13条とし、第19条を第14条とし、第20条から第24条までを5条ずつ繰り上げる。

(山形県個人情報保護条例の一部改正)

- 3 山形県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第34条の2」を「第34条」に、「第34条の3」を「第34条の2」に改める。

第22条中「。以下「諮問庁」という。」を削り、「山形県個人情報保護審査会（諮問庁が議長）を「山形県情報公開・個人情報保護審査会（実施機関が議会）」に改める。

第32条の見出しを「（山形県議会個人情報保護審査会の設置等）」に改め、同条第1項中「諮問庁」を「議長」に改め、「山形県個人情報保護審査会（以下「県審査会」という。）及び」を削り、同条第2項中「県審査会及び」及び「、第28条から第31条までの規定は県審査会の運営等について」を削り、「第27条」を「第27条第2項」に、「とあるのは「県審査会」と、「」を「及び議会審議会」とあるのは「議会審査会」と、同条第1項中「県審議会の委員は学識経験のある者のうちから知事が、」に改める。

第33条第1項中「県審査会」を「議会審査会」に、「諮問庁」を「議長」に、「不服申立て」を「第22条に規定する異議申立て（以下「異議申立て」という。）」に改め、同条第2項中「県審査会」を「議会審査会」に、「不服申立て」を「異議申立て」に改め、同条第3項及び第4項中「県審

査会」を「議会審査会」に改める。

第34条中「県審査会」を「議会審査会」に改める。

第34条の2を削り、第2章第5節中第34条の3を第34条の2とする。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会に諮問されている事項については、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問されているものとみなす。
- 5 山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項及び第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 附則第2項及び第3項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の山形県情報公開条例第11条及び改正前の山形県個人情報保護条例第22条に規定する不服申し立てについては、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する不服申し立てに係る改正前の山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づく調査審議については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。